

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

On the patrimonialization of politics under a media democracy : an introduction to the case of Berlusconi (2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2003-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村上, 信一郎, Murakami, Shinichiro メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/842

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



メディア・デモクラシーのもとでの 政治の家産制化について (2)

——ベルルスコーニ問題序説——

村 上 信一郎

4. ベルルスコーニ問題

(1) 刑事被告人ベルルスコーニと「赤い司法官」陰謀説

「自尊心のある民主主義国であればどんな国であれ、今度の総選挙で首相に選ばれることが確実だと考えられている人物が、今もなお捜査下におかれているなどというようなことは、考えられないことであろう。その容疑というのも、ほかのものならいざしらず、資金洗浄、殺人の共犯、マフィアとの癒着、脱税、政治家・判事・財務警察への贈賄といった類のものなのである。しかも、その国というのがイタリアであり、その人物というのがイタリアではほぼ間違いなく一番大金持ちのシルヴィオ・ベルルスコーニなのである。本誌の独自調査（23～26ページを参照）からも明らかなように、ベルルスコーニ氏はたとえどの国であっても政府の指導者となるには相応しくない。ましてや世界の民主主義国のなかではもっとも豊かな国の一つであるイタリア政府の指導者となるにはなおのこと相応しくないのである」¹

これはイギリスの週刊誌『エコノミスト』が2001年5月13日総選挙のおよそ2週間前にあたる4月28日に発表した「[ベルルスコーニに] イタリアをまかせてよいのか？」(Fit to run Italy?)と題するカヴァー・ストーリー

1 “Fit to run Italy?” *The Economist*, 28 April 2001, p.19.

の冒頭の一節である。『エコノミスト』は2003年に創刊160周年を迎えた権威ある週刊誌だが、その記念特集号²にも示されているように、資本主義と自由な市場経済の発展に至上の価値を認める正真正銘の「自由主義者」たちの雑誌である。まかり間違っても、これを「左翼」(left wing)、すなわち共産党系の雑誌、あるいは社会民主党系の雑誌と名付けるものはいないであろう。なぜ、あえてそんなことまでいうのかというと、ベルルスコーニが、自らが数多く抱える訴訟は「赤の司法官」(toghe rosse)による政治的「迫害」である、すなわち「自由」と「富」を嫌悪する「左翼」の検事や判事が仕組んだ「陰謀」であると常々いつづけてきたからである。

ベルルスコーニが外国の新聞のインタビューを受けることはそう多くないが、2003年5月10日付の『ニューヨーク・タイムズ』には珍しく同紙の特派員によるインタビューが掲載されている。そこでは次のように述べている。

「左翼には、選挙という民主主義的な手段によっては絶対にイタリアの権力を手に入れることができないということが、分かっていたんだ」。

だからこそ1990年代に司法当局はむやみやたらと汚職を捜査し起訴しまくったのだという。その結果、かつては全盛を極めたキリスト教民主党も崩壊の憂き目をみたのである。これはいわば左翼によるクーデタだった。1993年に自らが政界に出馬し、今日もなお政界に止まっているのは、共産主義者やその他の左翼がイタリアの民主主義を転覆してしまわないようにするために他ならない。「さもなければ、イタリアから自由はなくなっていたらろう。もしも私が今すぐに政界を離れてしまうようなことになれば、イタリアは共産主義者の手に落ちることになるだろう」³。

ベルルスコーニのいったことがもし正しいとするならば、1992年2月17日にミラノの養護老人ホームの所長マリオ・キエーザが下請けの清掃会社から

2 "Radical thoughts on our 160th birthday. A Survey of capitalism and democracy," *The Economist*, 28 June 2003.

3 Frank Bruni, "Berlusconi, in a Rough Week, Says Only He Can Save Italy," *The New York Times*, 10 May 2003.

現金700万リラ（約51万円）の賄賂を受け取った現場で、ミラノ地方裁判所に所属するアントニオ・デイ・ピエトロ検事によって現行犯逮捕されるという小さな事件きっかけとして開始された、いわゆる「清潔な手」(manipulite) 作戦⁴は、「左翼」すなわち共産主義たちが仕掛けた壮大な「陰謀」の始まりであったということになる。のちに「^{タンジェント・ポリ}賄賂都市」(Tangentopoli)⁵と名付けられることになり、上下両院議員の6分の1にあたるおよそ160人が汚職の容疑を受け、政官財のトップを含むおよそ3千人もの逮捕者を出してイタリアのいわゆる「第一共和制」を終焉に導くことになった戦後最大の疑獄事件も、同様に「赤い司法官」たちが仕組んだ「クーデタ」であったということになる。

また、もしそうだったとすると、週刊誌記者カルミネ・ペコレッリ暗殺事件によって2002年11月17日の控訴審で第一審の無罪判決を覆す懲役24年の有罪判決を受けたジュリオ・アンドレオッティ元首相は、その最大の犠牲者の一人であったということになる。ちなみにアンドレオッティは1919年の生まれで、チャーチルやトルーマンの時代にアルチーデ・デ・ガスペリの肝煎りで政界入りを果し、1954年以來7期にわたって首相を務めた経験をもつキリスト教民主党的終身上院議員であった。教皇庁との太いパイプをもつ一方、サルヴォ・リーマというマフィアと癒着した政治家（パレルモ市長や欧州議会議員を歴任し、1992年3月にマフィアに暗殺された）を腹心とし、シンドーナ事件や秘密結社P2事件といった大スキャンダルが起こるたびに疑惑の目を向けられながらも、いつも無傷で切り抜けてきた「悪魔大王」(Belzebù)であり、戦後イタリア政治の象徴ともいえる政界のドンであった。

さらにベルルスコーニは、イギリスの保守党系の週刊誌『スペクテイター』(Spectator) (2003年9月4日号)において、7期も首相を務めたのにマフィアだなどということが本当にありうるのですかという、アンドレオッティに

4 Gianfranco Pasquino, *La transizione a parole*, Bologna, Il Mulino, 2000, pp.115-120.

5 *Ibid.*, pp.189-195.

ついでに質問に対して、次のように答えていた。

「いやそれはないよ。アンドレオッティは実に頭の切れる人でしたよ。ほんとうだよ。ご存知のように、アンドレオッティは僕の友達ではなかった。彼は左翼の側にいたからね。やつら〔司法官〕は嘘八百をでっち上げたんだよ。イタリアの歴史のなかで、50年ものあいだもっとも重要な政党であったキリスト教民主党が、まるで倫理的な政党どころではなく、犯罪組織と紙一重の政党であるかのように見せかけようとしたんだ。でもそんなことありっこないんだよ。馬鹿げた話だ。こいつら判事たちは二重の意味で気が狂っているんだ。第一の意味というのは、政治的に気が狂っているということだ。第二の意味というのは、何はともあれ気が狂っているということだ。あんな仕事をやるには、精神に障害でもないと無理だね。精神異常にでもならないとね。あんな仕事をやっているというのは、人間学的に見て他の人種と違うからなんだよ」⁶。

この最後の「こいつら判事たちは二重の意味で気が狂っている」というくだりは司法官たちの激しい反発を呼び、カルロ・アゼリオ・チャンピ大統領もただちに「イタリア市民は司法官に完全な信頼を寄せている」との公式声明を出さざるをえなくなるほどの騒ぎを起こした⁷。だが、そのことは今は問題としない。それにしてもベルルスコーニがイタリアの司法官、とりわけ彼のいう「赤い司法官」に対してはオブセッションといってもよいほどの嫌悪感を抱いていたことは、この引用からも明らかであろう。

ここで話は少し複雑となるかもしれないが、それにもかかわらずベルルスコーニが過去においてアントニオ・デイ・ピエトロに対して次のような行動をとっていたことについても、合わせて指摘しておきたい。デイ・ピエトロは大胆かつ容赦のない構造汚職の摘発によって喝采を浴びた国民的英雄であった。しかし、十分に予測されることではあったが、その行動に対しては

6 “Il testo dell'intervista dello *Spectator* a Berlusconi,” cit. da www.ilnovo.it/novo/foglia...

7 *La Repubblica*, 5 settembre 2003.

厳しい反発が生じた。そして1994年12月6日には大統領を始めとする各方面からの慰留の声にもかかわらず、「清潔な手」捜査班に辞表を提出した。当時はまだ第一次政権の首相であったベルルスコーニも「これらの司法官の捜査によって表明された飽くなき真理の追求」を称賛し、「自らの職務を通じてイタリア人の尊敬を勝ちとったこの司法官」と述べて、デイ・ピエトロを慰留しようとしたのである。そればかりか、次のようなことさえ述べていた。

「できるだけ早く彼と会うことを希望している。(…) 政治の世界が彼にはいちばん似合っているのかもしれない。(…) 彼は私と同じように中道の人間だ。私は第一共和制という邪悪な制度との闘いにおいて司法官が果してきた役割をつねに認めてきた。フィンヴェスト系列のテレビや新聞はつねに第一線に立って司法官、とくにデイ・ピエトロを擁護してきた。(…) デイ・ピエトロが道義性を追求して闘ってきたことは全国民にとっても貴重な財産となるであろう」⁸。

じつはこの話には、さらに前置きとなるエピソードがあって、デイ・ピエトロは「清潔な手」作戦で大活躍していた最中に、1994年3月の総選挙で勝利したベルルスコーニから内務大臣としての入閣を要請されていた。それを拒否したデイ・ピエトロは検察官として汚職の捜査を続け、そうこうするうちに首相の13歳年下の弟パオロ・ベルルスコーニも汚職容疑で逮捕されるということになり、その話は立ち消えとなったのである。⁹

いうまでもなく、その後ベルルスコーニのデイ・ピエトロに対する態度は一変する。しかしデイ・ピエトロの司法官辞職という機会を捉えて、ベルルスコーニはこの国民的英雄にもう一度接近するきっかけを掴もうとしていたのである。ベルルスコーニからいわせれば、「清潔な手」捜査班の主役となり国民的英雄となったデイ・ピエトロは、「赤い司法官」を代表する人物であったはずである（ここであらかじめ付言しておくならば、デイ・ピエトロ

⁸ Cit.da *Corriere della Sera*, l'8 dicembre 1994.

⁹ Antonio Di Pietro, *Intervista su Tangentopoli*, a cura di Giovanni Valentini, Roma-Bari, Laterza, 2000, pp.128-148.

を始めとする「清潔な手」捜査班の司法官たちが「アカ」であった証拠はまったくなく、彼らの多くはむしろマフィアなどの組織犯罪と癒着して腐敗の極地にまで達した政治階級の頹廢とそれによるイタリア国家の空洞化を憂う国家主義者の性向を強く帯びていた)。

しかし、あえてその「抱き込み」(cooptation)を図ろうとしたところに、自らが抱える数多くの裁判に対する底知れぬ恐怖心のみならず、自らの運命を場合によれば一変させてしまいかねない力を持つ司法官そのものを支配することによってその恐怖心を払拭し、またそうすることで我が身を護ろうとするベルルスコーニに特有の「小心さ」(timidità)と「こだわりのなさ」(spregiudicatezza)と「狡猾さ」(furbizia)が示されていた。デイ・ピエトロがまだ国民的英雄であり、「清潔な手」捜査班がまだ熱狂的な支持を受け、政治改革がまだ大きな希望を与えていたときには、ベルルスコーニは少なくとも公式の発言としては司法当局による構造汚職の大規模摘発を肯定していた。だが世論からそういった熱気がしだいに消えていくにつれて、「赤い司法官」による陰謀説を次第に強めていくようになっていく。したがって「赤い司法官」といっても所詮は言葉の綾であり、そこでいう「アカ」とは何かについては状況次第でどのようにでも解釈可能な機会主義的なものでしかなかったのである。

(2) 「利益の相反」問題

そこで話をもう一度最初に紹介した『エコノミスト』の記事の方に戻すことにしよう。「たとえどんなときであれ、もし普通の国であるならば、有権者は——そしておそらく法も——まず最初にその多くの分野に及ぶ資産の多くを売却しないかぎり、ベルルスコーニ氏が総選挙に立候補する機会を与えなかったであろう。そうでもしないと彼が所有する事業と国家の事業との間に生じるであろう「利益の相反」はとんでもないものになってしまうであろう。彼はおそらく140億ドルの資産を所有していると思われるが、イタリ

アの金融、商業、放送などの広範な領域に深く関わっており、それは実業界や公共生活のほぼ全領域にまたがっている。彼の帝国には銀行、保険、不動産、出版、広告、メディア、サッカーが含まれている。ところが1994年に首相となり早々と退散しなければならなくなった時期においてでさえも、彼は自分の商業活動に重大な影響を及ぼしかねない一連の政令を出している。もし彼が5月13日の総選挙に再び勝利を収めるならば、彼は全国のテレビ放送の優に90%を支配することになるであろう。これほどまでに明白な「利益の相反」を解決しようとする努力を彼はこれぼっちも示そうとはしてこなかったのである」。

ここに指摘された「利益の相反」(conflict of interest)の問題については、すでに1994年の総選挙以来ずっと論議されてきた。そして2001年5月総選挙に際しても『薔薇の名前』で世界的な名声を得たイタリアを代表する左派系知識人の一人であるウンベルト・エーコは、次のような辛辣な批判を投げかけていた。

「ある日の朝目を覚ますと、どの新聞も同じ一人の所有者のものとなり、どの新聞も結局は彼の意見しか反映しないものとなっていることに気づく。(…) そうなってほしいと思う人など一人もいないであろう。しかし自称「自由の極」[中道右派連合]が勝つと、そうになってしまうのである。すでに3つのテレビ局[民放全国ネット局]を私有財産として所有する同じ一人の経営者が、今度は政治権力を支配することによって他の3つのテレビ局[公共放送RAI]まで手に入れることになりかねないからである」¹⁰。

さらに国際的にも著名な政治学者で、これまでどちらかといえば保守的な論陣を張ってきたジョヴァンニ・サルトーリ(コロンビア大学名誉教授)も、同じようにこの問題に関しては「騎士[ベルルスコーニ]は二人の女性を愛し、二人の女性をともに娶りたいと願っている」¹¹と題する記事を発表してい

10 Cit. da *La Repubblica*, 8 maggio 2001.

11 Giovanni Sartori, "Il Cavaliere ama due donne e le vuole sposare tutte e due," *L'Espresso*, 22 febbraio 2001.

たことから明らかなように、激しい批判をくりかえしていた。

そして2001年5月総選挙から8カ月後に編集されたベルルスコーニ政権をめぐる論集において、「ベルルスコーニの『利益の相反』問題はすでに[その政権の]国際的な正統性に関わるものとなっている。世界中の世論とメディアは最大限の関心をもってその問題に注目している。そしてベルルスコーニの異常さ(anómalia)は、民主主義の基本ルールを破っているという疑いが高い異常さであると次第に見られつつある」と述べていた。

さらには、ここまで事態が深刻となった以上、チャンピ大統領が直接介入することによって問題の解決を図る他ないとまで言い切っていたのである。

「今日まで、大統領はベルルスコーニを庇うことで、イタリアの名誉を護ろうとしてきた。だが、もし大統領府にまともな(国際的)情報収集機能があるというのなら、ベルルスコーニの信用を裏書することでこの国の名誉を護ろうという勝負に賭けることは、負け戦となりかねないものであり、むしろすでに負け戦となってしまう、ということを知らなければならないであろう」¹²。

(3) 法治国家の危機

ここで、あらためてもう一度『エコノミスト』の記事の方に戻りたい。この記事は、次のような警告をもって締めくくられていた。

「ベルルスコーニ氏がいちばん強く言いたいことは、彼に対する非難の多く——利益の相反についてであれ数多くの重大犯罪についてであれ——はもうすでに何年もまえから知られていることであり、しかもイタリア国民のほとんどはこれによって迷惑を蒙っているようには見えない、ということのようである。いいかえると、司法当局は同意しないかもしれないが、世論の法廷は彼が無罪だと見ている、というのである。だがもし司法当局がほんとう

12 G.Sartori, "Conflitto d'interessi," in Francesco Tuccari (ed.), *Il governo Berlusconi. Le parole, i fatti, i rischi*, Roma-Bari, Laterza, 2002, p.31.

に政治的な動機から捜査や裁判を行っているのだとすると、彼の主張は、イタリアという国家がとんでもなくひどい国家であると断罪するに等しい、ということになるであろう。逆に司法当局が政治から独立しているのだとすると、世論が彼を無罪だといっていると主張するのは、イタリアの有権者がとんでもなくひどい有権者であると断罪するに等しい、ということになるであろう。いずれの場合であるにせよ、ベルルスコーニ氏を首相に選ぶことは、イタリアの民主主義と法の支配にとって暗黒の一日を書き加えることになるであろう」。

ここで重要なことは、今述べたようなベルルスコーニ批判が『エコノミスト』だけのものではなかったことである。同じような批判は、イギリスの『フィナンシャル・タイムズ』、フランスの『ルモンド』『リベラシオン』、スペインの『エルムンド』、ドイツの『シュツドドイチェ・ツァイトウング』、アメリカの『ニューヨーク・タイムズ』『ワシントン・ポスト』『ロサンゼルス・タイムズ』においてもなされていたのである。¹³

イタリアの国内では、それと軌を一にするような形で、ノルベルト・ボッビオ（政治哲学者、終身上院議員、1909年生まれ）、アレッサンドロ・ガラランテ・ガッローネ（歴史学者、1909年生まれ）、アレッサンドロ・ピッツォルツォ（憲法学者、1931年生まれ）、パオロ・シロス・ラビーニ（経済学者、1920年生まれ）というイタリアを代表する——いずれもが高齢の——自由主義知識人たちが「“自由の家”に反対する声明」を公表していた。

「いわゆる“自由の家”[中道右派連合]を投票によって打倒する必要がある。それが右翼か左翼かは関係ない。民主主義が岐路に立っているのである。ベルルスコーニは憲法の第一部、すなわちイタリア共和国が依拠する基本的な諸価値の改正を欲すると言明した。また毎年追及すべき違法行為の優先順位を定める権限を議会に与える法律を作ると宣言した。もしそんな法律ができれば司法権を立法権に従属させることになり、それによって法治国家

13 Cf. *La Repubblica*, 30 aprile 2001.

を支える柱の一つが切り倒されてしまうことになるであろう。それだけではなく、ベルルスコーニは各種の違法行為により、これまでも何度となくイタリアの内外において有罪判決を受けたり捜査対象となったりしてきた。そうした違法行為のなかには、マフィア絡みの犯罪や、判事に対する侮辱、またあらゆる手段を用いて判事から正統性を奪おうとすることが含まれている。そのようなことは世界では例を見ないことである。これでも私たちはまだ文明国に暮らしているといえのであろうか。自分の経済上の問題や税制上の特典のことしか考えていない者が統治者になれば政治は悪くなるに決まっている。1994年の7ヶ月でベルルスコーニ政権はひどい結果をもたらした。彼の数限りない“利益の相反”は、イタリアやそれ以上にヨーロッパにおいて、自らが率いる政府に対してとてつもなく大きな困難を生み出すことになった。

“自由の家”が推進しようとしている華々しい公共事業も、少なくともその大部分は国債によって賄われることになるであろう。その結果、私たちはヨーロッパの外に引きずりだされてしまうことになるであろう。中道左派に幻滅して投票には行かないと考えている者には、こういいたい。棄権はベルルスコーニに投票するのと同じことであると。“自由の家”の勝利は民主主義の基盤そのものを掘り崩すことになるであろう¹⁴。

この声明文に続けて、執筆者の一人であるシロス・ラビーニはさらに説明を付け加えていた。そこでそれをもとにしながら、必要な場合にはさらなる説明を補うことによって、彼らが問題とした「法治国家の危機」をめぐる具体的な論点を整理していくことにしていきたい。

① 国家を私的利益に従属させるための「改憲論」　ベルルスコーニは2001年3月17日のイタリア工業連盟（Confindustria）の総会において、イタリア共和国憲法の第一部「市民の権利および義務」は「一定のイデオロギーの影響を強く蒙り、ソヴェト国家の憲法を大きなお手本とし

14 Norberto Bobbio, Alessandro Galante Garrone, Alessandro Pizzorusso, Paolo Sylos Labini, “Appello contro la Casa della Libertà,” *Il Ponte*, Anno LVII, n.3, p.3.

て」、いいかえると「ソヴェト共産主義の強い影響」の下で起草されたがゆえに、改正する必要があるとしていた。そして、それによって「もっと近代的でダイナミックで競争力のある新しいイタリアを建設する」ことが可能になると述べていた。¹⁵そればかりか、彼は1994年にもジャーナリストによる報道の「歪曲」(distorsione)を阻止する法律が必要だと述べており、憲法が保障する表現や出版の自由を公然と否定してきた。しかし彼の改憲論は本質的にはその反共的なイデオロギー的動機からというよりも、むしろ自分たちが抱える裁判に都合のよい環境を整えることにあった。

② 「司法権独立」原則の否定 それがもっとも深刻な形をとって現れてきたのが、「司法権独立」原則の否定であった。もし「司法権独立」原則が否定され、司法権が立法権に従属することになれば、それ以降は議会の多数派の意思によって毎年追及すべき犯罪の優先順位が定められることになる。そしてすでに現実問題として「会計帳簿の不実記載」(il falso in bilancio)——これについては後述——を刑事罰の対象となる犯罪の構成要件から除外するという、「文明国」では常軌を逸したとしかいいようのない法案が彼らの手によって準備されていたのである。

③ 「専門能力なき門外漢」による「法の支配」の否定 さらにこうした「改憲論」や「司法改革」の基本方針は、法律上の専門能力だけではなく人格上の道徳的判断能力においても、多大な疑問を抱かざるをえないベルルスコーニの二人の側近を中心として作成されたものであった。その一人は、2001年総選挙で「フォルツァ・イタリア」(FI)から初当選を果たしたのち、いきなり上院議長となったマルチェッロ・ペーラ(1943年生まれ)であった。彼はピサ大学の科学哲学の教授でカール・ポPPERの研究者であったが、1994年のFIの旗揚げとともにベルルスコーニを支持する「教授」グループの一員となった。「趣味で法律をかじってい

15 *La Repubblica*, 17 marzo 2001.

た」(con l'hobby del diritto) ことから中道右派陣営では将来の法務大臣と目されているが、法律についてはまったくの門外漢である。こうした人物が中道右派とともに台頭してきたこと自体、「法の支配」が大きな危機に瀕していることを如実に物語るものである。

- ④ 「マフィア絡みの人物」が唱える「司法改革」 もう一人はマルチェッロ・デルットリ (1941年生まれ) であるが、この人物はさらに深刻な問題を抱えていた。彼はミラノ大学法学部の卒業でベルルスコーニの後輩であった。卒業後は生まれ故郷のパレルモにあったシチリア貯蓄金庫で働いていたが、1973年には建設会社 (エディルノルド社) を経営していたベルルスコーニによってミラノに呼びもどされ、彼の秘書となった。その後しばらくは彼の下を離れ、1980年に再び彼の下に戻って最後はフィンヴェスト社が所有する広告会社プブリタリアの社長となる。そして1994年総選挙ではFIの選挙対策本部長となり、1996年にはFIから下院議員に、1999年には欧州議会議員に、2001年には上院議員に当選した。

いいかえると、デルットリはベルルスコーニの右腕であった。そのデルットリがじつはシチリア・マフィアと深く結びついていたのである。事実、ポルタ・ヌオーヴァのマフィア (その首領はピッポ・カローとトマーズ・ブシェッタ) に属するボスの一人であったヴィットーリオ・マンガノ (後に殺人等により終身刑の判決を受けるが2000年に病死) は、幼なじみのデルットリの「推薦」によって、1974年頃からおよそ2年間、妻と幼い娘を引き連れてミラノ郊外のアルコーレにあるベルルスコーニの邸宅に「馬丁」(stalliere) として住み込んでいた。¹⁶

この件については、1992年7月19日にマフィアにより暗殺されたパオロ・ボルセッリーノ判事がすでに内偵を始めていた (ちなみにボルセッリーノは、国家の威信を賭けてマフィアと闘った国家主義者であり、じっ

16 Giuseppe Fiori, *Il venditore. Storia di Silvio Berlusconi e della Fininvest*, Milano, Garzanti, 1995, pp.63-73.

さいネオ・ファシスト政党「イタリア社会運動」(MSI)の支持者でもあった。したがって、まちがっても「赤い司法官」とはいえなかった)。そのボルセッリーノ判事にフランスのジャーナリストがインタビューをした記録が、2001年3月に出版された本には再録されている¹⁷。それによると、マンガローはパレルモとミラノを往復する麻薬密売人であり、デルットリもそれに関与していた容疑が濃かった(二人の電話の盗聴記録では「馬」は「麻薬」の隠語であった)。そして、ベルルスコーニの役割はマフィアが麻薬取引によって得た莫大な富の「資金洗浄」であった。このようなマフィア絡みの重大犯罪の容疑者が、ベルルスコーニの意を受けて「改憲論」や「司法改革」を唱えること自体、イタリアにとっては看過し難い由々しき問題であり(それと同時に重大な「皮肉」^{アイロニー}であり)、「法の支配」が重大な危機に瀕していることの現われに他ならなかったのである。

- ⑤ 「反民主主義的な秘密結社」の会員であったベルルスコーニ　ベルルスコーニにはマフィアとの癒着の疑惑があっただけではなく、P2^{ビー・ドゥエ}(Propaganda 2)と名付けられた秘密結社に加わっていたという重大な事実もあった。P2はリーチョ・ジェッリを首領とし、その当時大躍進を遂げていたイタリア共産党の政権奪取を阻止するためには国家クーデタをも辞さないとする反共的なフリーメイソンの秘密結社であった。そして1981年にミラノ地方検察庁(その中心には「清潔な手」捜査班においても指導的な役割を果たすことになるゲラルド・コロomboがいた)により会員名簿が押収されたことから、その「隠れた政党」(partito occulto)^{オカルト・パーティー}の存在が発覚し、政界を揺るがす一大スキャンダルとなった。なぜならば962人からなる会員名簿には3人の現職閣僚、2人の元閣僚、内閣官房長官、社会民主党書記長を始めとして、国会議員、秘密諜報機

17 Enzo Veltri e Marco Travaglio, *L'odore dei soldi. Origini e misteri delle fortune di Silvio Berlusconi*, Roma, Riuniti, 2001, pp.47-50.

関、財務警察、陸海の軍部、警察、治安警察、銀行家、出版者、編集者、判事など国家・民間の要人の名前が記されていたからである。そのためキリスト教民主党のアルナルド・フォルラーニ首相は辞任を余儀なくされ、戦後イタリア史上初めて共和党のジョヴァンニ・スパドリーニを首相とする内閣が誕生することになった。¹⁸

ベルルスコーニは1978年1月26日にP2に入会した（会員番号1816番）。しかし裁判官の尋問に対しては、これを否認しつづけたために、1990年10月23日にヴェネツィア控訴院において偽証罪で有罪判決を受けた。ところが、その裁判の直前に戦後23回目の恩赦が発効していたために、偽証罪の場合には6ヶ月から最高3年と定められていた禁固刑を受けることなく、無罪釈放となったのである。¹⁹

ベルルスコーニがP2に入会したのは明らかに野心からであった。1960年代後半から手がけた「ミラノ^{ドゥエ}2」という新興住宅地の開発によって成功を収め（もっともそれに必要な資本の調達についてもマフィア関連の金融機関や企業との癒着が疑われている）、1976年には40歳の若さで「労働騎士号」（Cavaliere del Lavoro）を拝受したとはいえ（それゆえ、その後のベルルスコーニはメディアにおいて「騎士」と呼ばれることになる）、まだ無名の地方実業家に過ぎなかったベルルスコーニがイタリアの政財界の上層部に食い込んで行き、大銀行から巨額の融資を得るためには避けて通れない道であった。もちろん秘密結社P2への入会には、ミラノのカトリック系金融機関であるアンブロジアーノ銀行の頭取ロベルト・カルヴィ（法王の銀行家）が、マフィア、フリーメイソン、ヴァチカン、秘密諜報機関などが織りなす権力の複雑な力学の結末として、1982年にロンドンのテムズ川で自殺を装った暗殺死体となって

18 Antonio Affaitati, *Il grande scandalo P2*, Napoli, Società Editrice Napoletana, 1981; Sandro Provvigionato, *Misteri d'Italia. Cinquant'anni di trame e delitti senza colpevoli*, Roma-Bari, Laterza, 1993, pp.152-176.

19 Mario Guarino, *Fratello P2 1816. L'epopea piduista di Silvio Berlusconi*, Milano, Kaos, 2001, pp.265-271.

発見されるというような危険を伴うということをも意味していた²⁰。それはともかく P2 は、サンドロ・ベルティーニ大統領（当時）も述べたように、「犯罪のための結社」（*associazione per delinquere*）に他ならなかった。こうした反国家的で反民主主義的な秘密結社に入会するという暗い秘密の過去をもつ人物が、内閣総理大臣の座を狙ったり、「憲法改正」や「司法改革」を唱えたりすること自体、「文明国」や「法治国家」にあるまじき異常なことといわざるをえなかったのである。

（４）「自由な競争」の否定

三たび『エコノミスト』の記事に戻りたい。『エコノミスト』は「シルヴィオ・ベルルスコーニ——ひとつのイタリア人の物語」と題する調査分析記事を同じ号に掲載していた²¹。この標題には強烈な皮肉が込められていた。というのもベルルスコーニは2001年総選挙に向けて、『ひとつのイタリア人の物語』と題する自らの成功物語を綴った128ページからなる週刊誌大のカラフルな宣伝パンフレットを自らが所有するイタリア最大の出版社モンダドーリ社から200万部も印刷させ、イタリアの全世帯に配布していたからである²²。

『エコノミスト』の調査分析記事からは、次のような二つの重要な論点を引き出すことができる。

その第一は、ベルルスコーニの「帝国」が著しく複雑な構造をもっていることであった。「22の持ち株会社のそれぞれがベルルスコーニ一族の所有となっているが、これら22の持ち株会社が一族のメインの持ち株会社であるフィンヴェスト社のおよそ96%の株式を支配している」。そしてこのフィンヴェスト社がメディアセット（テレビ）、モンダドーリ（出版）、メディアオラヌム（金融）など傘下企業の株式を保有する。要するに故意に複雑な関係を

20 Roberto Cornwell, *Il banchiere di Dio. Roberto Calvi*, Roma-Bari, Laterza, 1984 (Original version in 1983).

21 "Silvio Berlusconi. An Italian story," *The Economist*, 28 april 2001, pp.23-26.

22 *Una storia italiana*, Milano, Mondadori, 2001.

作り出すことで、外部からはその複雑で巧妙な経理上の操作を窺い知ることが不可能となるような「不透明」極まりない構造をベルルスコーニの「帝国」は持っていたのである。

その第二は、ベルルスコーニは「メディアの帝王」(media tycoon)となったのは「自由な競争」によってではなく、「不透明な資金調達」と「政治権力との癒着」によってであったということである。

イタリアでテレビ放送の自由化のきっかけが与えられたのは、憲法裁判所による1976年7月28日の判決であった。これによってRAI(イタリア国营放送)にはこれまで通り全国放送を独占する権限が認められたが、それと同時に一定の「地域内」(ambito locale)では誰もが自由な放送を行う権利が承認された。その結果、イタリアではテレビの「西部劇状態」(Far West)と呼ばれるほどの、民間地域放送局の乱立状態が生じた(1978年には434局を数えた)²³。

ベルルスコーニは、1978年に設立した郊外住宅団地「ミラノ2」内のケーブル・テレビ局(テレミラノ)をもって、この競争に参入した。そして、これは1980年に地上波テレビ局「カナレ5」となった。彼はアメリカから劇場映画やテレビ用連続ドラマ(soap)を大量に買い付けて、そのビデオを全国の地方局に廉価販売した。そしてビデオに予め録画した広告スポットから利潤を得ることにした。このようにして作られた同じビデオを、全国の地方局から同時に放送することにより、「カナレ5」を事実上の全国放送にすることに成功した。ところが、そのために必要となる莫大な資金調達が、22ものフィンヴェストの持ち株会社を通じてどのようにして行われたかは、いまだに極めて不透明な謎となったままである(マフィア資金やP2関連の融資であったともいわれている)。

それはともかく、ベルルスコーニは民間テレビ局間の熾烈な競争に勝ち抜き、1983年には「イタリア1」、1984年には「レーテ4」を買収して、事実

23 G.Fiori, *op. cit.*, p.90.

上の全国ネット民間放送局3局すべてを独占することになった。しかし1984年10月16日、トリノ、ローマ、ペスカーラの市当局は、違法な全国放送を行ったとして、それぞれの都市の地方局の放送施設を強制的に閉鎖した。こうした強制措置は、莫大な負債を抱えるベルルスコーニにとって絶体絶命のピンチとなった。そして彼の窮状を救ったのが、当時は首相を務め、飛ぶ鳥を落とす勢いであったミラノ出身の社会党書記長ベッティーノ・クラクシであった（クラクシはベルルスコーニの二番目の妻となる、当時は愛人であった女優のヴェロニカ・ラリオから1984年に生まれた娘バルバラの名付け親となっていた）²⁴。そしてクラクシは10月20日に電撃的ともいえる速さで、ベルルスコーニの商業放送を暫定的に合法化する暫定措置法（legge-decreto）を制定した（ちなみに暫定措置法の効力は6ヶ月であった）。しかし、それを法律に転換することは違憲と見なされて、11月28日の下院で否決されてしまった。それにもかかわらず、クラクシは12月6日、再度同じ法案（il decreto Berlusconi-bis）を提出した。そして1985年2月4日、ネオ・ファシスト政党の「イタリア社会運動」（MSI）の賛成を得ることで、やっと法律に転換することに成功した。²⁵

このような盟友クラクシのなりふり構わぬ闘いのお陰で、ベルルスコーニのメディアセット社系民放3局と国営放送RAI3局の「二大独占体制」（duopoly）が存続することとなった。いいかえるとベルルスコーニは、クラクシの露骨で強引な「政治的庇護」のおかげで窮地を脱することができたのである。

いうまでもなく、それには見返りが必要であった。これはその後の捜査によって明らかになったことではあるが、ベルルスコーニはフィンヴェスト社の隠れ蓑として利用されてきたオールイベリアン社を通じて、1991年と1992年に分けて総額230億リラ（約16億8000万円）を、クラクシの海外秘密

24 G.Fiori, *op. cit.*, p.76.

25 Paul Ginsborg, *L'Italia del tempo presente. Famiglia, società civile, Stato. 1980-1996*, Torino, Einaudi, 1998, pp.289-293.

銀行口座に振り込んでいたのである。²⁶ むろん、見返りはそれだけではなかったであろう。

以上のことから明らかなように、ベルルスコーニは「自力で成功した男」(self-made man) という一般に流布しているイメージとは裏腹に、「政治権力との癒着」を通して財をなしていた。いかえると「市場における自由で公正な競争」をゲームの規則とする自由主義^{リベラリズム}や新自由主義^{ネオ・リベラリズム}との対極に位置する人物であったのである。したがって、巷間流布しているベルルスコーニは新自由主義者^{ネオ・リベラル}であるという見方は、完全な誤りといってもよかった。それだからこそ『エコノミスト』のような新自由主義とグローバリズムを礼賛する雑誌が、今なお執拗なまでにベルルスコーニを糾弾し続けているのである(事実『エコノミスト』は、2003年8月2日に「どうかお答えください—シルヴィオ・ベルルスコーニに対する公開書簡」を発表している²⁷。EU閣僚理事会議長に就任したばかりのベルルスコーニ首相には、強烈な打撃を与えるものとなったにちがいない)。

5. 立法権の「家産制的」利用——ベルルスコーニ立法

イタリアの法哲学者ルイジ・フェライヨリは、第二次ベルルスコーニ政権による司法政策の特徴が「法の前での平等」の原則——イタリアの法廷には「法は万人に平等である」(la legge è uguale per tutti)と記されている——を否定し、いわばその「二重規準化」(double standardization)を図ることにあると批判していた。

すなわち「公共秩序や小さな犯罪については絶対的な不寛容 (tolleranza zero) [を求める一方]、内閣総理大臣が被告人とされているような犯罪を始めとする経済・金融犯罪については刑事免責の最大限の保障 (massime

26 "Silvio Berlusconi. An Italian story," *op. cit.*, p.25.

27. "Answer, please. An open letter to Silvio Berlusconi," *The Economist*, 2 August 2003, pp.21-25

garanzie di impunità) [を求めようとしている]]²⁸。

ベルルスコーニのフォルツァ・イタリアが、「安全」に関して掲げていた選挙公約の重要な柱の一つは、犯罪 (criminalità) の嚴重な取り締まりであった。しかし、そこでいわれている犯罪というのは、もっぱら移民や麻薬患者などの社会的にマージナルな存在に追いやられた人々が犯す、スリ、ひったくり、車上荒らし、空き巣、麻薬の密売といった主として「街頭」(strada) で行われる「マイクロ犯罪」(microcriminalità) のことだけを指していた (その延長線上に、外国人居住者に指紋押捺を強制する悪名高き「ボッシ-フィーニ法」が、2002年7月30日に成立することになった)²⁹。

そればかりか、「公共秩序」の「安全」という観点から2001年7月20—22日に先進国首脳会議 (G8) が開催されたジェノヴァでは、元ネオ・ファシストの国民同盟から副首相となったジャンフランコ・フィーニの陣頭指揮の下で街全体が戒厳令下のような状態におかれ、反グローバリズムのデモ参加者に対しては、死者1名をだすほどの徹底的な弾圧が加えられたのである³⁰。

他方、「紳士」(galantuomini)、が主として「密室」で犯す贈賄、不正経理、脱税行為、資金洗浄といった違法行為については、完全に犯罪の範疇から除外しようとしていた。そして、それは法と刑事司法に関する「常識」そのものを変えてしまうということを意味していた。

いいかえると、「政治」以前の法に関する「文化」それ自体を変えようとしていたのである。フェライヨリによると、「それは我が国の歴史でも前例のないことであった。実際のところ [ファシスト時代にイタリア刑法典を作った] アルフレッド・ロッコやファシスト法学者でさえも、贈賄や詐欺が窃盗やスリよりも軽い犯罪だなどとは絶対に考えていなかったのである。フォ

28 Luigi Ferrajoli, "Giustizia," in F. Tuccari (ed.), *op. cit.*, p.73.

29 イタリアの反移民立法「ボッシ-フィーニ法」については、村上信一郎「イタリアの移民問題と新右翼——北部同盟の反イスラム移民論を中心に」『海外事情』(拓殖大学海外事情研究所)、第50巻、第10号(2002年)、pp.35-47。

30 Donatella della Porta e Herbert Reiter, "«Voi G8, noi 6.000.000.000». Le manifestazioni di Genova," Paolo Bellucci e Martin Bull (eds.), *Politica in Italia. Edizione 2002*, Bologna, Il Mulino, 2002, pp.119-140.

ルツァ・イタリアの究極の目的が企業〔犯罪〕に関する刑法の改正であることは明白である。すなわち刑事司法は「身なりの立派な人々」(persone per bene)を糾弾するのを止めて、そのような人々に危害を加えようとする犯罪のみに専念するように刑法を変えようとしているのである³¹。

かくして「ベルルスコーニ立法」(leggi Berlusconi)と呼ばれる極めて「家産制的」な性格の強い法律が議会において相次いで制定されていくことになった。そこで、そうした法律を具体的に見ていきたい。

① 2001年9月25日暫定措置法350号(2001年11月23日法律409号) この

法律は、「ユーロの導入を考慮した措置」として海外に不正送金された資金について、同年11月1日から翌年2月28日までに限り、その総額のわずか2.5%の罰金を支払うだけで国内に戻すことを認めるというものであった。これはいかに巨額の脱税であっても免責されるということの意味するばかりか、申告者の秘匿を保障したことから、犯罪組織が資金洗浄のために海外送金した莫大な資金の合法的な国内還流を可能にしたという点でも重大な問題をはらむ措置であった³²。

② 2001年10月3日法律366号 この法律は、「会計帳簿の不実記載」

(falso in bilancio)が犯罪とされるには「重大な改竄」(sensibile alterazione)のあったことが証明されなければならないとするものであった。すなわち会社の「経営状態の表現」を由々しく改竄するものでなければ、刑事罰の対象とはならないとし、ほとんどの不正経理を反則金で処理される「軽犯罪」(contravvenzione)の範疇に含めるということを意味していた。ここではベルルスコーニが抱える裁判の多くが「会計帳簿の不実記載」を起訴理由とされていることを指摘するに留める³³。

③ 2001年10月5日法律367号 この法律は一般に「〔国際〕司法共助に関

31 L.Ferrajoli, *op. cit.*, pp.73-74.

32 *Ibid.*, pp.77-78.

33 Livio Pepino(ed.), *Attacco ai diritti. Giustizia, lavoro, cittadinanza sotto il governo Berlusconi*, Roma-Bari, 2003, pp.183-186.

する法律」(la legge sulle rogatorie)と呼ばれている。これは中道左派政権の下で、シェンゲン協定の精神に則って、1998年9月10日にイタリアとスイスの間に締結された「司法共助簡素化」に関する協定を批准するためのものであった。中道左派政権が批准に失敗したのは、中道右派が2千もの修正動議を提出して審議妨害をするうちに総選挙となったからである。ベルルスコーニ中道右派政権下で成立した法律は、国際司法共助の簡素化というよりは、それを著しく複雑化するものとなった(この修正法案は、かのデットトリ上院議員が提出したものであった)。というのも、ストラスブール協定(1959年)その他の国際司法共助協定が規定する形式的要件に合致しないすべての裁判記録は「利用不可能であること」(inutilizzabilità)を認めていたからである。その結果、電話盗聴記録、訊問調書、海外の隠し口座や銀行取引のコピー、さらにはそれらの不正行為に関する証言でさえも利用不可能となってしまったのである。この法律の意味はもう説明の必要もないであろう(EUは2001年9月19日にベルギーのラーケンで開催された首脳会議において「欧州連合逮捕状」(mandato di cattura europeo)を制定することで合意を見た。しかし15か国中イタリアのみが強力に反対を唱えた。その対象となる犯罪に詐欺、贈賄、資金洗浄が含まれていたからだといわれている)³⁴。

- ④ 2002年11月7日法律248号 この法律は、法案提出者であるシチリア出身の元判事にして元キリスト教民主党員のメルキオルレ・チラーミ(現在は中道右派の「キリスト教民主連合」UDCに所属)の名前をとって、一般には「チラーミ法」(la legge Cirami)³⁵と呼ばれている。この

34 "Bollettino UE 10-2001: Spazio di libertà, di sicurezza e di giustizia," <http://europa.eu.int>; "L'accordo sul mandato di cattura europeo bloccato dall'Italia," <http://cittadinolex.kataweb.it>.

35 "Testo definitivo della Cirami(l.248/2002) sul Legittimo sospetto pubblicato sulla Gazzetta Ufficiale n.261 del 7 novembre 2002," <http://www.criminologia.it>.

法律により刑事訴訟法の45-49条が改正されたことで、憲法第25条の「何人も法律で定められた自然の裁判官〔による裁判を受ける権利及び義務〕を奪い取ることはできない」とする原則の適用の除外が例外的に認められることになった。そして裁判官の公平性に関して「正当なる疑義」(legittimo sospetto)があれば、破毀院〔最高裁に相当〕に対して訴訟審理の「移送」(rimessione)を申し立てることができるという条項が新たに導入された。

当時ベルルスコーニ首相とチェーザレ・プレヴィティ下院議員(ベルルスコーニの顧問弁護士を務め、第1次ベルルスコーニ政権の組閣時には彼の腐敗体質を嫌ったスカルファロ大統領の強力な反対のために内務大臣にはなることができず、やむなく国防大臣に就任した)は、ローマ裁判所の3人の裁判官に対する贈賄容疑で、ミラノ裁判所において第一審の審理を受けていた(Imi-Sir/Lodo Mondadori 事件)³⁶。この法律は、それらの裁判の判決が近づき、しかも有罪判決が予想されたことから、裁判官の公平性に関して「正当な疑義」が生じたと申し立てることによって、ミラノ裁判所からブレーシャ裁判所への「移送」を可能とするために提出されたものであった(もし「移送」となれば審理は最初からやり直しとなるため、審理の再開には多大な日時を要したことから時効となる公算が極めて大きかった)。それゆえ、この法律はある特定の「個人のための」(ad personam)法律であると見なされた。そして激しい反対運動が起こり、「破廉恥法案」(legge-vergogna)であるとして野党は下院での採決を欠席したが、結局は成立した。³⁷

しかしプレヴィティからの「正当なる疑義」の申し立てに対して、破毀院は2003年1月28日これを棄却した。かくしてミラノ裁判所は同年4

36 David Nelken, "Berlusconi e i giudici: legittimi sospetti?," Jean Blondel e Paolo Segatti(eds.), *Politica in Italia. Edizione 2003*, Bologna, Il Mulino, 2003, pp.138-145.

37 "La Camera approva la Cirami. L'Ulivo non vota: Una vergogna," *La Repubblica*, 5 novembre 2002.

月29日プレヴィティに対して懲役11年の有罪判決を下すという結果となった(もちろんプレヴィティは直ちに控訴した)³⁸。

- ⑤ 2003年6月20日法律140号 この法律は、法案提出者のアントニオ・マッカーニコの名前をとって一般に「マッカーニコ裁定」(lodo Maccanico)と呼ばれている³⁹。別名「裁判停止裁定」(lodo blocco-processi)あるいは「ベルルスコーニが抱える裁判の停止法」と称せられたように、これぞまさしくベルルスコーニ「個人のための」(ad personam)の法律といわざるをえなかった。というのも国家制度の最高位の地位にある5人(大統領、内閣総理大臣、上院議長、下院議長、憲法裁判所所長)に対して、その任期中は刑事訴追を免責するというものであったからである。いうまでもなく、この法律は、破毀院の決定によって「チラーミ法」が役に立たなくなったために、同年7月からEU閣僚理事会の議長となるベルルスコーニを、裁判官に対する贈賄容疑による有罪判決から免れさせるために制定されたものであった⁴⁰。

以上のように、第二次ベルルスコーニ政権は上下両院において絶対的多数派を占めていることを唯一の根拠に、民主主義的な法治国家の下にある議会での立法を通して、もっぱら刑事被告人である内閣総理大臣とその仲間の「私的利益」に供する「個人のための法律」(leggi ad personam)を次々と成立させていったのである。まさにこれは「立法権の家産制的利用」(patrimonial uses of the legislative power)という以外になかった。

この事実ひとつをもってしても、ベルルスコーニ第二次政権を「強力な民主的政府」の出現であると手放しで礼賛するようなことは到底できなかったのである。それともこうした事実の細部に拘泥することこそ、政治の「科学」

38 “Imi-Sir, Previti condannato a 11 anni di carcere,” *La Repubblica*, 29 aprile 2003.

39 “Legge 20 giugno 2003, n.140. Disposizioni per l’attuazione dell’articolo 68 della Costituzione nonché in materia di processi penali nei confronti delle alte cariche dello Stato,” <http://www.adg.mi.it>;

40 “Si definitivo della Camera. Il lodo blocco-processi è legge,” *La Repubblica*, 18 giugno 2003.

という観点からすると、著しく客観性と公平性を逸した非科学的で党派的にしてイデオロギー的で道徳主義的な立場であると咎められてしかるべきことなのだろうか。 (この稿続く)。